

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則をここに公布する。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「政令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 法、改正法、政令、省令及び改正省令に規定する申請書等は、別に定める様式によらなければならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の様式)

第3条 法附則第4条第1項の認定特定行為業務従事者認定証は、様式第1号又は様式第2号によるものとする。

2 改正法附則第14条第2項の認定特定行為業務従事者認定証は、様式第3号又は様式第4号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

(表)

認定特定行為業務従事者認定証	
(省令第4条に規定する第一号研修、第二号研修修了者)	
本籍	
(外国人にあつては、国籍)	
氏名	
生年月日	
上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。	
1 登録年月日	
2 登録番号	
3 特定行為種別	
	年 月 日
	岩手県知事
	印

(裏)

注 意	
1	この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2	この証明書を紛失したときは、直ちに知事に届け出なければならない。
3	新たな証明書の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちにこの証明書を知事に返納しなければならない。

(A4)

様式第2号（第3条関係）

(表)

認定特定行為業務従事者認定証
(省令第4条に規定する第三号研修修了者)

本籍
(外国人にあつては、国籍)
氏名
生年月日

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第3条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 対象者氏名
- 4 特定行為種別

年 月 日
岩手県知事

印

(裏)

注 意

- 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2 この証明書を紛失したときは、直ちに知事に届け出なければならない。
- 3 新たな証明書の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちにこの証明書を知事に返納しなければならない。

(A4)

様式第3号（第3条関係）

(表)

認定特定行為業務従事者認定証

本籍
(外国人にあつては、国籍)
氏名
生年月日

上記の者は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 特定行為種別

年 月 日
岩手県知事

印

(裏)

注 意

- 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2 この証明書を紛失したときは、直ちに知事に届け出なければならない。
- 3 新たな証明書の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちにこの証明書を知事に返納しなければならない。

(A4)

様式第4号（第3条関係）

(表)

認定特定行為業務従事者認定証

本籍

(外国人にあつては、国籍)

氏名

生年月日

上記の者は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 特定行為種別

氏に対する_____の行為に限る。

年 月 日

岩手県知事



(裏)

注 意

- 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2 この証明書を紛失したときは、直ちに知事に届け出なければならない。
- 3 新たな証明書の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちにこの証明書を知事に返納しなければならない。

(A 4)